

1 短期入所（ショートステイ）とは

障害者総合支援法に基づいて提供される障害福祉サービス。

居宅で介護を行う人が疾病等で介護できない場合に、障がい者等が障がい者支援施設等へ短期間入所させ入浴・排泄・食事の介護等を提供する。

報酬の区分に応じ、福祉型と医療型の2つに分けられ、併設型・空床利用型・単独型の3つの開設形態がある。

区分	内容
空床型	設置した施設に入所・入院する他の事業を運営しており、同一の建物内で一体的に運営するもので、利用者に利用されていない居室を用いる場合（居室は日・時期によって変動し得る）
併設型	設置した施設に入所・入院する他の事業を運営しており、同一の建物内で一体的に運営するもので、短期入所用の居室を設定する場合（居室は固定）
単独型	設置した施設で入所・入院する他の事業を運営していない場合（短期入所用の設備の要件があり、居室は固定）

2 短期入所事業所の開設について

短期入所事業のサービスを行おうとする事業者は、県知事等の事業者指定を受け、また、報酬の算定に係る体制の届出を行う必要がある。

手続きの機関は事業所・施設が所在する広域振興局保健福祉環境部（盛岡、県南（奥州）、沿岸（釜石）、県北（久慈））及び沿岸・県北の保健福祉環境センターが担当。



出典：医療型短期入所事業所開設のためのガイドブック（厚生労働省令和元年度障害者総合福祉推進事業）

3 短期入所事業の実情

県内で超重症児（者）等を受け入れている事業所は6施設。

	事業所区分	事業所名	事業所所在地
1	医療型短期入所事業所	県立療育センター	矢巾町
2		みちのく療育園メディカルセンター	矢巾町
3		国立病院機構盛岡医療センター	盛岡市
4		国立病院機構岩手病院	一関市
5		国立病院機構釜石病院	釜石市
6		合同会社プラタナス（谷藤内科医院）	一関市

※ このほかにも短期入所の事業所指定を受けている施設（介護老人保健施設や障がい者支援施設等）はあるが、コロナ禍以降、受け入れを中止している施設が多い。

4 短期入所（ショートステイ）と入院の違い

項目	短期入所(ショートステイ)	入院
利用する制度・法律	障害福祉サービス（福祉）	医療法（医療）
障害福祉サービスの受給者証	要	不要
利用日数	施設により日数を指定	病院により日数を指定
内容	食事や入浴の介助	医学的管理
報酬 (例：超重症児者1人1日つき)	介護給付費 (33,720円) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)+特別重度支援加算(Ⅰ)	診療報酬 (43,710円) 小児入院管理料4+人工呼吸器管理料+(準)超重症児(者)入院診療加算+重症児受入体制加算

5 県の補助制度

	事業名	事業内容
1	在宅超重症児（者）等短期入所支援事業費補助金	在宅生活を送る超重症児（者）及び準超重症児（者）を介助する家族の負担軽減のため、短期入所の受入拡充を図る。 市町村が行う障害福祉サービスの短期入所に係る介護給付費の上乗せ支給をする事業に対し、補助する。
2	在宅超重症児（者）等短期入所事業所機器整備費補助金	在宅生活を送る超重症児（者）及び準超重症児（者）を受け入れる短期入所事業所に対し、受入に必要な機器の購入費を補助する。
3	岩手県小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業	小慢児童等及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、小慢児童等の日中における居場所を確保し、療養生活の改善を図る。 一時預かりの利用実績に応じて医療機関に委託料を支払う。
4	岩手県在宅難病患者一時入院事業	在宅難病患者の介護の負担軽減を図るため、家族等の介護者の用事や休養等の理由により、在宅での介護が一時的に困難になった場合に一時入院できるように、一時入院の実績に応じて医療機関に委託料を支払う。

在宅超重症児（者）等短期入所支援事業費補助金

経費区分	対象経費	基準額
医療型短期入所事業所	超重症児（者）等の受入れに必要な経費	1 超重症児（者）を受け入れた場合 1人1日につき 9,900円 2-1 準超重症児（者）（人工呼吸管理者）を受け入れた場合 1人1日につき 10,100円 2-2 準超重症児（者）であって2-1以外の者を受け入れた場合 1人1日につき 4,100円
福祉型短期入所事業所		1人1日につき 5,300円

在宅超重症児（者）等短期入所事業所機器整備費補助金

経費区分	対象経費	補助基準 限度額	補助率
医療型短期入所事業所	超重症児（者）等の受入れ又は受入れの拡充に必要な、次に掲げる機器等の整備に要する費用とする。 1 レスピレーター 2 心電計 3 ベッドサイドモニター 4 小児用ベッド 5 パルスオキシメーター 6 たん吸引器 7 その他、知事が必要と認める機器等	700万円	1/2
福祉型短期入所事業所	超重症児（者）等の受入れ又は受入れの拡充に必要な、次に掲げる機器等の整備に要する費用とする。 1 小児用ベッド 2 パルスオキシメーター 3 たん吸引器 4 その他、知事が必要と認める機器等	80万円	

6 在宅レスパイト事業実施の市町村

在宅の医療的ケア児等の看護・介護を行う家族の負担を軽減するため、訪問看護ステーションの看護師が家族に代わって、医療的ケアを一定時間代替するもの。

県内で在宅レスパイト事業を実施している市町村は3町（国の医療的ケア児等総合支援事業費（1/2補助）を活用）。

	市町村	事業名	利用時間	利用負担
1	矢巾町	矢巾町医療的ケア児等 在宅レスパイト事業	1回当たり4時間以内 ※月4回まで	利用費用の1割負担 (30分当たり400円)
2	紫波町	紫波町医療的ケア児 在宅レスパイト事業	1年度当たり48時間	助成額 = $A \times 7,500$ 円 (A 訪問看護を行う一日当たりの時間から健康保険法の適用対象となる訪問看護の時間を控除した数)
3	住田町	住田町医療的ケア児等 在宅レスパイト事業	1回当たり 1時間以上8時間以内 ※1四半期当たり24時間	なし

7 短期入所事業所開設事業の実施に向けて

県内の短期入所事業所は6か所と限られ、また一部の地域に集中していることから、県内各地域において、短期入所事業所の開設が必要となっているところ。

このため、青森県等で実施している医療型短期入所施設開設促進事業について、本県においても令和7年度の実施の方向で検討を行っていく。

○医療型短期入所施設開設促進事業

1 事業概要

重症心身障がい児者や医療的ケア児者を介助する家族の負担を軽減するため、介護老人保健施設等に対し、医療型短期入所施設の新規開設を働きかけ、短期入所の受入れ拡充を図る。

2 取組内容

項目	個別提案訪問	フォローアップ	他施設視察支援	電話相談窓口
内容	訪問により開設を働きかけるとともに、収入シミュレーションの例示等を行う。	既に指定を受けている施設からの職員派遣等により、受入の注意点の説明や実地研修を実施。	実際の受入や運営などの理解を深めるため、医療型短期入所事業所へ視察を行う。	受入に当たっての支援上の相談、事業運営や報酬請求等の専門的な相談窓口を設置し、個別相談に応じる。

8 開設促進事業の実施地域(想定)

現在、医療型短期入所事業所の指定を受けている施設は6カ所あるが、地域に偏在しており、内陸の盛岡地域3カ所と一関地域2カ所、沿岸では釜石地域1カ所となっている。

県北地域や宮古地域、岩手中部地域等には医療型短期入所事業所の施設がないことから、これら地域の介護老人保健施設等に開設を働きかけることが必要。

また、開設の促進に併せて、各地域における医療的ケア児の家族の利用希望を調査し、施設と利用者のマッチングを丁寧に進めていく必要がある。

＜参考 1＞ 短期入所事業所開設に係る国の事業

○ 医療型短期入所事業所開設支援（地域生活支援事業）

1 目的

医療型短期入所事業の対象である重症心身障害児者等が身近な地域で短期入所を利用できるよう、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設を支援し、重症心身障害児者等が在宅で安心した生活を送れるよう支援の充実を図ることを目的とする。

都道府県、指定都市及び中核市・補助率1/2

2 事業内容

① 新規開設に向けた医療機関等に対する講習等

医療型短期入所事業所の新規開設に向けて、医療機関や介護老人保健施設等に対し、重症心身障害児者等に対する支援の基礎的な知識や、既存施設の短期入所における支援事例などについての講習等を実施する。

② 新規開設事業所の職員に対する研修等

新規開設事業所の職員に対し、重症心身障害児者等の障害特性に関する知識や支援技術の習得を図るための実地研修等を実施する。

例えば、新規開設事業所と既に医療型短期入所事業を実施している施設との間で、職員を相互に交換する研修を実施することなどが考えられる。

3 国の事業を活用した青森県の状況

令和4年度からの取組により令和5年度中に新規に指定を受けた事業所は3か所。

- ①三沢市立市民病院（三沢市・上十三圏域）【令和5年4月1日】
- ②介護老人保健施設はくじゅ（八戸市・八戸圏域）【令和5年5月1日】
- ③介護老人保健施設湖水荘（鶴田町・西北五圏域）【令和5年6月1日】

<参考2> 令和5年度における県の取組

年	月	内容	備考
R5	4	・短期入所事業所開設に取り組む医療経営研究所から情報収集	・各自治体において短期入所開設事業を実施している情報を入手
	5		
	6	・在宅レスパイト事業の実施について3町（矢巾・紫波・住田）にヒアリング	・町は国の補助金を活用しながら在宅レスパイト事業を実施
	7	・谷藤内科医院を訪問（7/21、7/27）し、短期入所事業所の開設について伴走支援	・一関市と連携し、開設に係る事務手続きを支援
	8	・岩手県介護老人保健施設協会の会長を訪問し、短期入所開設について働きかけ（8/10） ・磐井病院を一関市担当者と訪問し、老健施設における短期入所開設の際の緊急時の対応等について意見を交わす（8/28）	・会長から協会内で情報共有する旨のお言葉をいただく。 施設と利用者のマッチングや緊急時の対応等の課題 について意見を交わす。 ・磐井病院から施設で医療的ケア児を受け入れた際の 緊急時の対応等 について 応じる旨了解 をいただく。
	9	・盛岡医療センターを訪問し、短期入所事業の状況を確認するとともに意見交換（9/22）	・今後も連携しながら事業実施していくことを確認
	10	・岩手病院を訪問し、短期入所事業について聞き取り（10/11） ・ぽけっとの会を訪問（10/11）	・R5から徐々に短期入所利用者を増やしていくことを確認 ・ 短期入所のイメージがつかめない保護者がいる との話をいただく。
	11	・岩手病院における見学会（ぽけっとの会参加）の開催（11/16） ・合同会社プラタナス（谷藤内科医院）にて短期入所事業所開設（11/27）	・岩手病院における見学会の開催を後押し ・毎週土曜日に日帰りで医療的ケア児の受入れを開始。
	12	・地域で暮らすためのショートステイ第1回勉強会を開催（12/3）	・もみじの家の内多ハウスマネージャーを講師に関係者で意見交換
	R6	1	・合同会社プラタナスの受入れ用の機器整備について県補助